

**【質問内容】 10月26日受入れ事業者説明会質問内容 (※10/31更新)**

**■福祉でなくとも、保育、教育分野の学生さんは参加可能ですか？**

→福祉を専門に学んでいない学部 of 学生は参加可能です。

(※補足 保育士、介護福祉士、社会福祉士の養成課程に在籍する学生は対象外です)

**■同一法人で、午前中が幼児、午後が学齡児という参加の仕方は可能ですか？事業所は異なりますが、場所は同一敷地内です。**

→(確認後回答とした質問です)

本事業は「法人単位」ではなく「事業所単位」での受入れとなるため、同一事業所での受入れプログラムの作成をお願いいたします。ただし、同一事業所内で複数のサービス種別を実施している場合(入所と通所など)は、プログラムに両方の体験を含んで頂くことが可能です。利用者の活動で同法人別施設が会場になっている等、判断に迷う場合は事務局にお問い合わせください。

**■1年に何回予定されていますか？**

→令和5年度については未定ですが、令和4年度は、夏期も実施しました。今回春期のインターンシップの受入募集は、1/30(月)~3/15(水)の間で、全12回実施いたします。

**■幼児と遊ぶ場合も、手を繋ぐなど体に接触することは難しいでしょうか？**

→専門知識等や経験がないインターンシップ生の参加になりますので、専門知識等が必要な介護や介助以外での身体にふれる業務については、必要な感染症対策を講じたうえで、事前に注意事項を共有の上、実施の際は指導者の方が付き添う等の対応をお願いします。

(※補足 身体にふれない業務については、無資格者が関わる就業体験という視点から、専門知識等(技術)が必要な介護や介助などの身体にふれる業務はプログラムに入れないことをコロナ禍以前よりお願いしています。)

**■弊社は放課後等デイサービスですが、距離感の近い児童がいるのですが、児童の方から近寄ってしまった場合、可能な限り離すようにすることで接触をさけるということでもよろしいでしょうか。**

→利用者の方の特性に応じての対応で問題ありません。可能な限り接触のないように対応いただければと思いますが、さまざまな特性をもった利用者さんがいると思いますので、事前にインターンシップ生に注意事項や対応等についての共有をお願いいたします。

(※補足 身体にふれない業務については、無資格者が関わる就業体験という視点から、専門知識等が必要な介護や介助などの身体にふれる業務はプログラムに入れないことをコロナ禍以前よりお願いしています。)